　商用MARCの業者による納入の仕様内容

　(1) データ作成資料の範囲

本業務によるMARCデータ作成の対象は、原則として、契約期間内に発行され、国内の書店に流通する新刊書籍とする。ただし、以下の書籍は原則対象外とする。

・雑誌コードで流通するもの（ただし雑誌コード先頭が6のムックは作成対象）

・成人向け書籍

(2) 作成データ

以下に記載しているデータを作成すること。

①　新刊全件MARC

(ｱ) 項目及び内容等は別表に示している項目を満たしていること。

(ｲ）詳細は、別紙「ＴＲＣ－ＭＡＲＣ／Ｔタイプマニュアル－図書編－（第２版）」を参照すること。

②　内容細目ファイル

(ｱ) 個人の作品集や複数の合集など、一冊の本に複数の作品・著作物が含まれている場合に作成すること。

(ｲ）全集・論文集など個々の作品の内容は最大499 タイトルまでに対応し、ＭＡＲＣと同様の典拠コントロールができること。

(ｳ) タイトル読みは、ＭＡＲＣと同様に通常の読み・第２タイトル読み・アルファベット数字を含む読みで検索可能であること。

③　目次情報

(ｱ)　 専門書・児童書・楽譜の目次情報を提供すること。

④　典拠ファイル

(ｱ)　個人名・団体名・件名・学習件名・出版者・全集・シリーズの計7種類の典拠ファイルを提供すること。

⑤　保守契約

(ｱ)　書評情報・受賞情報などの更新データを提供すること。

　典拠訂正（例：新天皇即位に伴う名称変更など）がある場合は、過去のデータ全件を

対象とした更新データをすみやかに提供すること。

（3）提供方法

本館職員が通信回線網を通じて、定期的（毎週）に最新の提供データを当館の図書館情報提供システムへアップロードすることが問題なくできること。

提供に要する通信費等の費用は本館が負担し、提供されたデータの所有権は本館が所有すること。

（4）遵守事項

本館の既存書誌ﾃﾞｰﾀに対して、「書誌割れ」・「典拠割れ」等による検索レベルの低下が生じないよう、提供データ等に、次の処理を行うこと。

① 本館職員が、ダウンロードした提供データに特別な処理をしなくても、本館の図書館情報提供システムにアップロードできるデータ形式で提供すること。

② 全ての登録済み書誌データ等と、提供データとの整合性を確保するために、登録済み書誌データ等の修正を行うこと。

上記①及び②の作業に伴う、本館の休館及び図書館情報提供システムの停止は一切行わない。また、経費は本件の契約金額に含むものとする。